二条に定める算式」を「第二条各号の算式」に、「、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額の合計額から第六条第一項第二号に掲げる額を控除した額」を「並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額を控除した額」に改める。

第十四条を次のように改める。

（単体自己資本比率の計算方法）

第十四条　国際統一基準のうち法第二十三条第一号に定める基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　単体普通株式等Tier１比率　次の算式により得られる比率について、四・五パーセント以上を目標とし、自己資本の充実に努めるものとする。

$$\frac{\text{普通株式等Tier１資本の額（普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額－普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

二　単体Tier１比率　次の算式により得られる比率について、六パーセント以上を目標とし、自己資本の充実に努めるものとする。

$$\frac{\text{Tier１資本の額（普通株式等Tier１資本の額＋その他Tier１資本の額（その他Tier１資本に係る基礎項目の額－その他Tier１資本に係る調整項目の額））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

三　単体総自己資本比率　次の算式により得られる比率について、八パーセント以上を目標とし、自己資本の充実に努めるものとする。

$$\frac{\text{総自己資本の額（Tier１資本の額＋Tier２資本の額（Tier２資本に係る基礎項目の額－Tier２資本に係る調整項目の額））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額＋マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

第十五条ただし書を次のように改める。

ただし、商工組合中央金庫が特別目的会社等（商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下この章において同じ。）を有する場合においては、当該特別目的会社等を含む連結財務諸表に基づき算出することとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。

第十六条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」の下に「場合の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に改め、ただし書を削り、同条第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に、「第十四条の算式」を「第十四条各号の算式」に改める。

第十七条から第二十条までを次のように改める。

（普通株式等Tier１資本の額）

第十七条　第十四条第一号の算式において、普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　評価・換算差額等及びその他公表準備金の額

三　普通株式に係る新株予約権の額

2　第十四条第一号の算式において、普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　次に掲げる額の合計額

イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額

⑴　無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

⑵　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ　繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象に係る時価評価差額が前項第二号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を除く。）の額

ニ　内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ホ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ヘ　負債の時価評価（商工組合中央金庫の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額

ト　前払年金費用の額

二　自己保有普通株式の額

三　意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額

四　少数出資金融機関等の普通株式の額

五　特定項目に係る十パーセント基準超過額

六　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

七　その他Tier１資本不足額

3　第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式をいう。

一　残余財産の分配について、最も劣後するものであること。

二　残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三　償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四　発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。

六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。

七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十　払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること。

十一　発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。